



本居宣長考案「名勝地名箋式」の遊び方

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学国語国文学会・札幌 公開日: 2012-01-24 キーワード: 作成者: 吉見, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00007323

本居宣長考案「名勝地名箋式」の遊び方

吉見孝夫

はじめに

筑摩書房版『本居宣長全集 第二十巻』に「名勝地名箋式」というのが収録されている。昭和二年の『増補本居宣長全集 第十巻』にもある。これは宣長が考案した一種のカードゲームを説明したものである。筑摩書房版の解題には「紺色紙本表紙美濃判袋綴冊子装、墨附二十九枚の稿本一冊」とある。署名はないが筆跡は宣長筆と認められる旨が、同じく解題にある。後補の題簽には「詞苑名所加留多式」とあるが、原表紙、内題とも「名勝地名箋式」とあるので、ここではこの名称を用いておく。

筆者は一昨年、このカードゲームを私家版として製作した。その折に本資料を読み解いて遊び方のルールをわかりやすく示した。しかし、全くの私家版であって、いく人かの知人や関係機関に送っただけだったので、どのようなデータベースにも登録されていない。データベースになれば、ほとんど人の目に触れることもなく、存在しないも同然である。この資料を解読するのに多少の苦心もあった身にとっては、いささか心残りであった。そこで、この場を借りて改めてそのルールを示すこととする。以上のような事情なので、二重投稿のそしりは免れるであろう。

作製したゲームは、まだ何セットかが手許にある。もし興味を持った方から連絡をいただければお送りできる。

I 名勝地名箋式とは

名勝地名箋式、別名「詞苑名所加留多式」は、本居宣長が考案したカードゲームである。どのようなゲームかは筑摩書房版『本居宣長全集 第二十巻』に記されている。その記述に基づき、今回復元を試みた。

これは、名勝の地名を記した94枚の名所札と「京」「旅寝」などと記した6枚の外札、計100枚のカードからなり、ルールに従って得点を競うゲームである。得点はカードの配列によって自動的に決まるので、知識とか能力は関係ない。勝敗は全く偶然に支配される。

宣長はどのような目的でこれを創案したのかには言及していないが、和歌を理解し鑑賞する素養、また実際に和歌を作る素地を養うために考え出したと思われる。名勝地名は歌枕であり、得物（得点）となるのは、その地名そのものの他にはその名所の所在の「國名」、和歌で関係する「景物」「枕詞」「讀合」「有由詞」である。おそらく宣長は、この遊びを通して門人たちに自然に歌枕に関連する事項を覚えさ

せようとしたのであろう。今のところ、門人たちと実際に遊んだという記録は見つけていないが。

例えば、「みむろ山」の札であれば、國名「やまと」で得点できる。すると三室山が大和にあることを自然に覚える。景物「かみがき」「しぐれ」「ねなしぐさ」、枕詞「かみなび／かみなみ」、有由詞「くづる」で得点できる。こうして三室山に関連する語句が遊びを通じて覚えられるわけである。得られた知識は古歌を理解、鑑賞するときに役に立つし、また伝統的な作法に則って和歌を作るときに大きな助けとなる。

II ルール

1 札の種類

このゲームに使用する札には、カルタ札（注1）と得物札（注2）とがある。

1. 1 カルタ札

カルタ札には「名所札」と「外札」がある。

○名所札はいろは四七文字それぞれを頭に持つ地名の札。各仮名2枚ずつ、合計94枚。いろは順に一〜九四までの番号を付す（注3）。ただし「ら・り・る・れ・ろ」は「かつら川」「いなり山」のように地名（「川」「山」などの普通名詞を除いた部分）の末尾にそれらの仮名を持つ地名の札となる。これを倒札さかふだという。

名所札は「陸の名所」と「水の名所」に分かれる。

陸の名所：名に「山・嵩たけ・根・野・關・市・里・杜・牧・橋・瀧・井・池・清水・鹽釜」を持つ名所、及び「けふ」。カルタ札、得物札に名所名の後に括弧内に「陸」と記す。

水の名所：名に「海・浦・濱・崎・江・湯・嶋・磯・津・門・川」を持つ名所、及び「えぞ」。カルタ札、得物札に名所名の下に括弧内に「水」と記す。

名所札の中にはいくつか「神の坐す名所」がある。

神の坐す名所：カルタ札に 神 と朱で記してある。

○外札は「京」「旅寝」「馬」「船」「雨」「鳥部野」の6枚。この順に九五〜一〇〇の番号を付す。

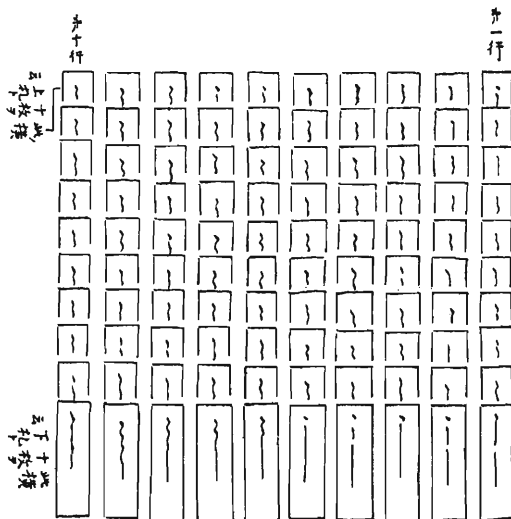
1. 2 得物札

地名札、外札の、それぞれの得物（得点）となる語を示した札。地名札、外札に対応した番号を付す。

2 得点方法

○カルタ札（名所札、外札）100枚をよく切り、裏返して重ねる。得物札は番号順に表にして重ねる。参加者はカルタ札を上から1人1枚ずつ取る。取ったカルタ札（これを本札もとふだという）と同じ地名（番号）の得物札を取り、自分の手許に置く。

○全員がカルタ札、得物札を取り終えたら、カルタ札はもとに戻し、カルタ札100枚をよく切り、下のように10枚ずつ、10行に並べる。このとき、札の頭の1字が見えるようにする。このように並べた札を聯綴札という。



○この聯綴札を第1行最上段から下へ、次に第2行、第3行と続けて、最後の第10行最下段まで見て、手許の得物札にある語を順行で綴ることができれば、カッコ内の得物（得点）を得ることができる。例えば取った札が「一 いこま山」であって、聯綴札の頭字を順に見て「やまと」と綴れるならば、つまり「や」よりも下位に「ま」、それよりも更に下位に「と」の頭字があれば、6点を得る。それぞれの仮名は二枚ずつあるが、そのどちらでもよい。「くにな國名」「もとふだのな本札名」「よしあることば景物」「よみあはせ有由詞」「かみのみめぐみ枕詞」「よみあはせ讀合」の順に得点を計算していく。その合計得点の多少を競う。仮名遣いは歴史的仮名遣いに従う。清濁の違いは無視してよい。「景物」を除き、得点は字数と連動している。その関係は「11 1字分の減点」参照。

○途中聯綴札を並べ直す。その方法は次の①か②のどちらかを採用する。

- ① 「くにな國名」「もとふだのな本札名」「よしあることば景物」まで終わったならば、カルタ札を再度まぜ合わせて並べ直す。その後「よみあはせ有由詞」「かみのみめぐみ枕詞」「よみあはせ讀合」の得物につき、同様に綴る。
- ② 「くにな國名」「もとふだのな本札名」の後に並べ直し、「よしあることば景物」「よみあはせ有由詞」の後に更に並べ直し、「かみのみめぐみ枕詞」「よみあはせ讀合」と進める。

○「三二 たまつしま」「九三 すみよしの浦」には「かみのみめぐみ神御恵」という特別の得物がある。前者の場合、「たまつしまひめ」（後者では「すみよしのかみ」と綴ることができれば50点を得る。ただし、本札名「たまつ嶋（12・8）」（後者では「すみよし（8）」の得物は得られなくなる。鳥部野の難（「10 聯綴札の中での外札」

参照)は無視してよい。「たまつしまひめ」と綴った「め」(後者では「すみよしのかみ」と綴った「み」)の次の札も本札となる。この第二の本札も鳥部野の難は無視してよい。この「め」(後者では「み」)の次の札が「鳥部野」札であれば、その次の札を本札とする。総得点の5分の1を神に奉って減ずる。

3 本札が倒札の場合

「ら・り・る・れ・ろ」の10枚のどれかを本札に取った場合は、逆に綴る。つまり第10行の最下段から行を上り、次に第9行、第8行と続き、最後は第1行の最上段と見て綴る。漢字を含んで綴る場合は「7 漢字を含む場合」を参照。

4 本札が外札の場合

○京札を取った場合は、聯綴札の外辺つまり最上段、最下段、第1行、第10行の36枚の中から任意に1枚を選んで本札とする。京からは四方の名所へ行けるという意味である。

○旅寝札を取った場合は、次の札をもう一枚取ってそれを本札とする。その本来の得物の他に、それが

陸の名所であれば、「くさまくら(6)」「かりね(3)」の得物が、

水の名所であれば、「なみまくら(6)」「うきね(3)」の得物が加わる。

○馬札を取った場合は、聯綴札で「馬」札のある行の10枚の中から陸の名所の札を任意に1枚選んで本札とする。もし陸の名所の札がなければ次の行から選ぶ。第10行のときは第1行を次の行とする。馬に乗ってどこへでも行く意味である。

○船札を取った場合は、聯綴札で「船」札のある行の10枚の中から水の名所の札を任意に1枚選んで本札とする。もし水の名所の札がなければ次の行から選ぶ。第10行のときは第1行を次の行とする。船に乗ってどこへでも行く意味である。

○雨札を取った場合は、次の札をもう一枚取って本札とする。ただし「景物」と「讀合」は得物にならない。雨天でどこも見えないからである。

○鳥部野札を取った場合は、すべて得点はない。鳥部野は身の終わりの所だからである。ただし、次の1枚が神の坐す名所であれば、それを本札とし、総得点の5分の1を神に奉るために減ずる。神の恵みで助かるのである。

5 他の得物の綴りを含む場合

○「やまとのくに(20)」と綴れるならば、「やまと(6)」「やまとくに(12)」とも自動的に綴れる。このように自動的に他の得物の綴りを含むときは、最も得点の高い点(この場合「やまとのくに」の20点)だけを得る。

○「本札名」で*の付してある得物はいずれも本札の地名を含む語句であるが、重複して得点できる。例えば「五 はつせ山」で*付きの本札名となっている「はつせ川」は自動的に「はつせ」を含むが、「はつせ」の6点に加え、「はつせ川」の得点を加算できる。ただし、「*はつせの川」が「*はつせ川」を含むように、*の

ある語句の間で他の語句を自動的に含む場合は、得点の高い方（「はつせの川」の方）のみが加算される。

6 「／」のある場合

「／」の前後の語句は重複して得点することはできない。例えば「かみなび／かみなみ（4）」は両方を綴ることができても得点は4点だけとなる。

7 漢字を含む場合

○「本札名」「讀合」で、「いこま山（12・8）」など2音節の読みを持つ「山・海・橋・川・牧・濱・浦・瀧・市・嶋・池・里・杜・崎・潟・磯・關・嵩」の漢字を含む得物は次のような得点になる。

仮名で「いこまやま」と綴れる場合は12点。また「いこま」と綴った「ま」の仮名の出た行の最下段の札（この札は頭字だけでなく全体が見えている）が「山」の字で終わる名所であれば得点される。ただし、その場合の得点は8点。字数が少なくなるので減点されるのである。「山」以外の漢字も同様。カッコ内の最初の数字は仮名で綴った場合、後の数字は漢字を含む場合の得点を示す。「いこまやま」とも「いこま山」とも綴れる場合は、得点の高い方だけを得る。

倒札を取った場合は、末尾の仮名のある行の最下段を使う。例えば「㊦ ひむろ山」を取って「ひむろ山」と綴る場合、「ひむろ」と綴った「ろ」のある行の最下段に「山」があれば得点される。

○「ほり江（6）」など1音節の読みを持つ「江・野・井」の漢字を含む得物は次のように得点を得る。

仮名で「ほりえ」と綴れる場合は6点。また「ほり」と綴った「り」の仮名の出た行の最下段の札（この札は頭字だけでなく全体が見えている）が「江」の字で終わる名所であれば同様に6点を得る。漢字でも字数が変わらないので得点も変わらない。「野・井」の漢字も同様。仮名綴りでも漢字を含む場合でも得点は変わらない。ただし「ほりえ」とも「ほり江」とも綴れる場合でも得点は6点のみで、重複しては得られない。

倒札を取った場合は、末尾の仮名のある行の最下段を使う。例えば「㊦ ふる野」を取って「ふる野」と綴る場合、「ふる」と綴った「る」のある行の最下段に「野」があれば得点される。

8 一行綴き

○第1行の中だけで得物の語句を綴ることができた場合、得点は2倍となる。これを一行綴きという。倒札を取った場合は、第10行で見る。

○「國名」に限っては、次のようになる。例えば「やまとくに（12）」「やまとのくに（20）」が一行綴きであれば24点、40点となるが、「やまと（6）」が一行綴りとなり、「やまとくに」「やまとのくに」では一行綴きとならない場合、「やまと」の

6点分だけが2倍となり、「やまとくに」「やまとのくに」はそれぞれ6点増しの18点、26点となる。他の國名も同様。

9 直綴き

○間に他の札をはさまずに綴ることができた場合、得点は4倍となる。行をまたいでもよい。これを直綴きという。

○「國名」に限っては、次のようになる。例えば「やまとくに(12)」「やまとのくに(20)」が直綴きであれば48点、80点となるが、「やまと(6)」が直綴きとなり、「やまとくに」「やまとのくに」では直綴きとならない場合、「やまと」の6点分だけが4倍となり、「やまとくに」「やまとのくに」はそれぞれ18点増しの30点、38点となる。他の國名も同様。

10 聯綴札の中での外札

聯綴札では、外札は以下のように特別の働きをする。

○「京」札はどの仮名文字にも代用できる。

○綴る文字の間に「旅寝」があれば1字分の得点が減じられる（「旅寝」の宿銭の意味）。1字分の減点は「11 1字分の減点」を参照。

○取った札が陸の名所の場合、聯綴札で間に「馬」札があれば一字は逆に綴ることができる。例えば「やまと」と綴るとき、「やとま」と綴れて、「と」と「ま」の間に「馬」札があれば、「やまと」と綴れたことになる。

○取った札が水の名所の場合、聯綴札で間に「船」札があれば1字は逆に綴ることができる。例えば「やまと」と綴るとき、「やとま」と綴れて、「と」と「ま」の間に「船」札があれば、「やまと」と綴れたことになる。

○「雨」札の上下隣の札は使うことができない。

○「鳥部野」札をはさんで綴ることはできない。これを鳥部野の難という。ただし、語句の最初の仮名（「やまと」と綴るならば「や」。注4）の札の上下どちらか隣に「神の坐す名所」があれば鳥部野の難は免れる。その時はその得物の1字分を神に奉るために減ずる。1字分の減点は「11 1字分の減点」を参照。

11 1字分の減点

○「國名」「本札名」は、2字から始まって8字まで字数が増えるに従って次のように得点が増えている。

4(2字)・6(3字)・8(4字)・12(5字)・20(6字)・36(7字)・50(8字)

1字分得点を減じると、1段階下位の得点になる。得点が4の場合は2点となる。

○「本札名」のうち*の付してある語句の場合は、次のように得点が変わる。上段が本来の得点、下段が1字分を減じた得点。

2・3・4・6・7・8・14・15・16

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

1・1・2・2・3・4・6・7・8

○「有由詞」は2字から始まって7字まで字数が増えるに従って次のように得点が増えている（注5）。

1（2字）・2（3字）・2（4字）・3（5字）・5（6字）・9（7字）

1字分得点を減じると、1段階下位の得点になる。4字の場合は3字分になっても得点は2点で変わらない。2字の場合も得点は1で変わらない。

○「枕詞」「讀合」は、2字から始まって7字まで字数が増えるに従って次のように得点が増える。

2（2字）・3（3字）・4（4字）・6（5字）・10（6字）・18（7字）

1字分得点を減じると、1段階下位の得点になる。得点が2の場合は1点となる。

○「景物」は字数と得点とが統一的に連動していないので少し複雑であり、以下のよう計算される。

2字の場合 本来の得点の2分の1

3字の場合 本来の得点の3分の2

4字の場合 本来の得点の4分の3

5字の場合 本来の得点の3分の2

6字の場合 本来の得点の5分の3

7字の場合 本来の得点の9分の4

12 ルールの補完

上記のルールには、宣長の記述だけでは不明確な点を独断で決した部分もある。またこのルールでは決定できない場合もある。例えば聯綴札で「雨」の上下の札は使えないが、「雨」札が行の最上段または最下段に来た場合の上下とは何を指すのか明確でない。そういったケースは考案者自身の言及がないので、競技者間でルールを決めていただきたい。

[参考] 文字数と得物の関係

得物（得点）は原則的に字数によって規定される。

○「國名」「本札名」では4文字目までは各文字に2が配点され、5文字目以降は倍加し、5文字目に4、6文字目に8、7文字目に16が配点される。ただし8文字目の配点は14。

②②②②④⑧⑱⑱

従って、4（2字）・6（3字）・8（4字）・12（5字）・20（6字）・36（7字）・50（8字）の得物となる。

この例外となるのが、「六八 えぞ」の本札名「ちしま（3）」「えぞのちしま（10）」である。本札名の得物は規定に従って計算できるので宣長は一々記していないのに、

ここに限って得点数を記入している。誤記ではなく意図的に得点を低くしたものと推定される。

○「本札名」で*の付いた語句は、本来の「國名」「本札名」の半分の配点となり、さらにその付加部分だけが得点となる。例えば「五 はつせ山」の「*はつせてら」は5文字なので 6点(①①①①②)となるはずだが、得点はそのうちの付加部分の4、5文字目の「てら」(①②)の3点となる。

○「枕詞」「讀合」では、「國名」「本札名」の得物の半分となる。

従って、2(2字)・3(3字)・4(4字)・6(5字)・10(6字)・18(7字)の得物となる。

この例外となるのが「五 はつせ山」の枕詞「あまをおね(5)」、「四一 なのは江」の枕詞「おしてる(2)」である。それぞれ規定どおりの6点、4点に訂した。

○「有由詞」では、「枕詞」「讀合」の得物の半分となる。ただし、3文字の場合は1.5を繰り上げて2とする。

従って、1(2字)・2(3字)・2(4字)・3(5字)・5(6字)・9(7字)の得物となる。

この例外となるのが「七二 あふさかの關」の有由詞「とりのそらね(10)」である。規定どおりの5点に訂した。

○「景物」の得物は統一的でないが、「國名」「本札名」、「枕詞」「讀合」、「有由詞」の3系列のどれかか、あるいはその整数倍である。従って文字の序列と配点の間には次の比が成り立つ。

1 : 1 : 1 : 1 : 2 : 4 : 8

「11 1字分の減点」で「景物」の一見複雑な計算は上のことから導き出される。

○「山」「川」等2音節に読む文字を含む場合は、仮名の場合よりも1文字分減るので、得物も低くなる。

なお「一二 へみのみ牧」の讀合「をがさはら」、「三一 たつた山」の讀合「をぐらのみね」、「七六 きよみが關」の讀合「みほのまつばら」で、宣長は漢字を含む場合の得物を記しているが、「原」「峰」の漢字は出現しないので、適宜訂した。

原文を訂正した箇所

以上のルールに合わない箇所は以下のように訂正した。

「五 はつせ山」の枕詞「あまをおね」の得物5を6にする。

「一二 へみのみ牧」の讀合「をがさはら」の得物6・4を6にする。

「三一 たつた山」の讀合「をぐらのみね」の得物10・6を10にする。

「四一 なのは江」の枕詞「おしてる」の得物2を4にする。

「七二 あふさかの關」の有由詞「とりのそらね」の得物10を5にする。

「七六 きよみが關」の讀合「みほのまつばら」の得物18・10を18にする。

例外

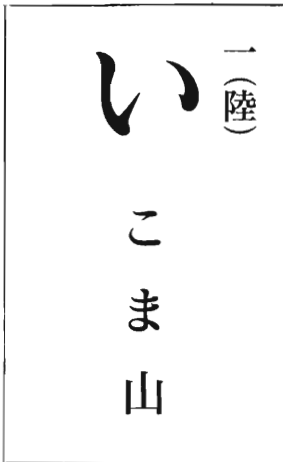
以下のものはルールからはずれるが、宣長が意図的に特例を設けたと考え、訂正せずにおいた。

「六五 こやの池」の景物「あしぶき」の得物6はそのまま。

「六八 えぞ」の本札名「ちしま」の得物3、「えぞのちしま」の得物10はそのまま。

- 注1 宣長は「カルタ札」という名称を使っていない。今回新たに名前を付けた。
- 注2 それぞれの本札の得点は複雑で計算が難しい。宣長は得物札を想定していないが、今回得点がわかりやすく計算できるように得物札を作製した。
- 注3 宣長は番号を付していない。今回わかりやすくするために付した。
- 注4 宣長は「頭字」という語を使っている。この語をどう解釈するか問題があるが、ここでは当該の語句の最初の仮名と解した。
- 注5 「有由詞」に関する宣長の記述には矛盾する箇所がある。宣長のルールでは「有由詞」の6文字、7文字の語句は、それぞれ3点、4点となるはずであるが、個々の得点の表示では5点、9点となっている。その他にもルールからはずれる箇所がある。今回はここに示したようにルールを修正した。

カルタ札の例



得物札の例

